

自動車注文書兼売買契約書

私は、反社会的勢力ではないことを表明し確約します。
この注文書及び別添えの契約書（別添えの場合は、売買契約を記載したものです。
これらの事項をよくお読み頂き、充分ご納得の上でご署名・ご捺印くださいますようお願い申し上げます。
お客様のご都合でキャンセルされる場合は、別途違約金を請求させていただきます。
自動車には、クーリングオフの適用はございません。

左記の内容に同意し裏面の契約条項の記載内容
について確認しました。

裏面記載の契約条項に基づき下記の通り注文いたします。

年 月 日

ご注文者(買主) フリガナ (NO.)
氏名
生年月日 H・S 年 月 日 (歳) 性別 (男・女)
住所
自宅TEL () 携帯 ()
メールアドレス
勤務先
住所 TEL ()
見積NO.
ご注文NO. 車種ID
車名
装備

買主と同じ 登録名義人(使用名義人)
フリガナ (NO.)
氏名 H・S 年 月 日生
住所
自宅TEL () 携帯 ()
【DM発送先 □ご注文者 □実使用者】
買主と同じ 実使用者
フリガナ (NO.)
氏名
生年月日 H・S 年 月 日 (歳)
住所
自宅TEL () 携帯 ()
メールアドレス
勤務先
住所 TEL ()

販売会社(売主)

販売の形態
保証付き販売(基本・統一・メーカー) 納車日・新車登録日より ヶ月又は km
保証無し販売 □現状渡し □整備済み
別紙保証書の内容に基づき、その期間は範囲内において保証されます。
(有料保証となっており、保証料の入金後、納車日より適用されます。)
※代車は有料になります。
契約者は、この中古自動車、前使用者の使用・管理状態・経歴によって、相当の不具合や故障が生じる可能性を承知し、購入するものであります。従って、自動車公正競争規約制度に基づいて提示された自動車に、生ずる自然磨耗・機械疲労による取壊について、一切異議を述べません。及びその修理費等、不便による損失等の請求、また自動車の引き取り買戻しの請求等をしていないことをここに同意します。

ご紹介者
フリガナ (NO.)
氏名 (台目)
住所
自宅TEL () 携帯 ()

特記事項
No.134151

保護者同意欄
今この車輛を購入することについて保護者として同意します
フリガナ
氏名

会社使用欄
紹介 □代替 (台目) □増車 (台目) □ゴジューバ □Jumps
店頭 □雑誌 (カーセンサー・GOO・その他:)
雑誌インターネット(カーセンサー・GOO・その他:)
チラシ □新聞 □TVCM □自社HP □バックオーダー □その他
楽販 □コミコミ () □お得パック

販売仕様
車輛本体価格
計
付属品(a)
作業費用(b)
車検整備費用
納車整備費用
小計(1)

車両情報
年式 車検年月
車台番号
型式
型式指定 類別区分
登録番号
排気量 cc ドア
形状 シフト
駆動方式 色
走行距離 km □
サイズ 長さ cm 幅 cm 高さ cm
重量 修復歴

付属品
付属品小計(a)

任意保険の内容
損保ジャパン □ONE-Step □SUP 使用目的 □レジャー □通勤通学 □業務
富士火災 □FAPNEO □FAI 免許□グリーン □ブルー □ゴールド 年月
契約 □1年 []等級 []歳以上担保 特約・必要書類等
□3年 □車輛保険(一般・車対車+A) □対物全損修理費用
工割 □電気自動車 免責 []-[]万 []万 □Fバイク(人身・自損)
□ハイブリッド □対人(無・)万 □弁護士費用
支払方法 □口座振替 □対物(無・)万 □個人賠償
(一括・分割) □人身(無・)万 □他社 保険証券
□払込票 □搭乗中のみ □中断証明書
□クレジット □搭傷 []万 車輛 []対人 []対物 []傷害 []
□現金 □家族 □本人 □子供特約 合計保険料 []円

下取車の明細
車輛ID
車名 グレード モデル
年式 車検 年 月 日
車台番号
型式 型式指定 類別区分
登録番号
排気量 cc ドア 形状 シフト
駆動方式 色 新車時保証書 □有 □無
走行距離 km □交換 □不明 □改ざん
上記内容に相違ありません
修復歴 □無し □有り 使用区分 □自家用 □営業用 □レンタカー □その他
名義人
所有者
下取条件 ※入庫時条件の変更がある場合は再査定させていただきます。
リサイクルNO リサイクル預託金 円
査定日 年 月 日 査定価格 円
残債 信販会社 残債金額 円
入庫予定日 年 月 日 下取価格 円
※下取金額には自動車税・自賠責保険・重量税・リサイクル預託金を含みます。又、公租公課の未納がある場合下取は、出来ません。

非課税諸費用
自動車取得税
自動車重量税
自動車税(ヶ月分)
自賠責保険(ヶ月分)
預かり法定費用 検査登録印紙
車庫証明印紙
契約書印紙
任意保険料
ロードサービス関連費用
下取自動車税(ヶ月)
納車後車検預り金

課税対象諸費用
登録基本費用
ナンバー取付手続費用
納車費用
支局管別持込費用()
車庫証明代行費用
車検代行費用
公正証書所有権設定費用
下取車輛手続代行費用
安心パック
予備検査代行費用
希望ナンバー申請費用
陸送費用
小計(3)

作業費用
作業費用小計(b)

オートローンの内容
ローン会社 ※実質年率 %
会員番号
支払回数・期間 回 年 月 ~ 年 月
初回お支払い
2回目以降
※最終回支払
ボーナス割増 回 月 月
割賦元金
※据置金額
※割賦手数料
※割賦総支払額

販売価格合計
(1)+(2)+(3)

販売価格合計の内消費税
※消費税は内税表記になっております。

お支払い条件
月 日 申込金 振込
月 日 中間金 振込
月 日 残金 振込
現金支払合計
下取車価格
下取車残債▲
下取車充当額
割賦元金
お支払額合計

必要書類
印鑑証明書 通 譲渡証明書 通 車庫証明書 通 自動車税還付金届書 通
保証人印鑑証明書 通 譲渡依頼書 通 リサイクル券 通
下取車所有者印鑑証明書 通 自賠責承認請求書 通 住民票 通
委任状 通 下取車納税領収書 通 申請依頼書 通

お振込先
お振込み時はお名前の後に整理番号
を記入してください。 ※記入例 フェニックス太郎 01-777777

収入印紙
販売担当 責任者 入力 経理
No. 入力日

契約条項

【一般約款】

1. 契約条項に基づき成立する契約内容は、この契約書、および契約時までに貴社から契約書フォームの交付を受けているときは、これに記載された約款に従うものとします。
2. 申込金を支払った後、契約成立に至らなかった場合には、申込金を返還します。
3. 契約は、本契約書に捺印した時点で成立するものとします。但し、ローン契約による場合には、信販会社の契約書に定められている日をもって契約が成立するものとします。
4. 申込金は、契約成立時に先買代金の一部の支払いに充当して下さい。万一注文者の都合により、申込金支払後、契約成立前に申込を撤回した場合、契約成立のために支出した損害につき賠償いたします。また、契約成立後に申込を撤回した場合には、その車輛にかかった費用（修理・加修費・整備費（この場合、申込金や中間金を既に支払っていたときには、相殺されても異議はありません。）・運送費・保管費（1,500円×経過日数）等）を請求されても異議はありません。
5. 自動車登録に関連して必要となる登録書類は契約後、規定期間内に遅滞なく貴社に渡します。
当社規定期間・・・契約後1ヶ月
6. 契約車輛の契約が何らかの理由により解除、取消し又は無効になった場合には、下取り車に関する契約も同時に解除、取消し又は無効となります。尚、下取り車の所有権は、私が契約車輛を受け取り、下取車を貴社に引き渡したときに移転します。
 - a. 下取り車に関する契約成立後に、万一注文者の都合によりこれを撤回した場合、下取り車手続代行費用や、その車輛にかかった意費用（修理・加修費・運送費・保管費等）を請求されても異議はありません。尚、下取り車に関する契約が撤回されても、同時に本契約車輛の契約が撤回されることはありません。
 - b. 下取り車は貴社の指定された日に引き渡します。又、下取り車に関する書類は契約成立日に指定された日迄に貴社へ交付します。同時に、後日貴社より請求があった場合はすみやかに持参します。
 - c. 下取り車の引渡し後、通常査定上、判断できにくい箇所に不具合や修復歴が発見された場合や、距離計の交換、距離数の巻き戻し、災害跡等が発覚した場合は、認識の有無にかかわらず、貴社より再査定と判断されても異議はありません。よって、再査定によって生じた減額分は、すみやかに現金をもって支払います。
 - d. 下取り車に抵当権、貸借権などなんらかの権利の設定がないことはもちろん、公租公課の滞納など一切の負担が無いことを保証すると共に、万一、第三者から異議・費用負担など貴社に不利益となる申し出があるときは、すべて私の責任において処理し、貴社に迷惑をかけません。もし、第三者からの異議の申し出により、貴社に費用負担の損害が生じた場合には、直ちにその損害については賠償します。
7. 自動車の取得に対して課税される所得税を貴社が納税代行を行うだけであり、納税義務者は注文者であることを了承致します。よって、契約書上、記載が無い場合でも、取得税が掛かることを了承致します。尚、納車後取得税の支払い義務が発生し、貴社より請求があった場合、すみやかに現金をもって支払います。

【反社会的勢力との取引拒絶】

この契約は各号のいずれにも該当しない場合に成立し、各号のいずれか1つでも該当する場合には、当社は、契約を解除するものとします。

1. ご注文者が契約時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. ご注文者及び登録義人・実使用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業構成員
 - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等構成員
 - f. その他a～eに準ずる者
3. ご注文者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - e. その他a～dに準ずる行為

【提携ローン利用約款】

1. 提携ローン会社の保証委託契約に基づく求債債務または立替払契約が完済されるまで貴社及び提携ローン会社に所有権が留保されることを承認するものとします。また、貴社の所有権を侵害する行為は致しません。
2. ローン利用の場合、金融機関から分割返済金額の融資を受けるため、この契約書発行後貴社または当該金融機関より当該借入の保証承諾を得て、遅滞なく当該金融機関に出向き、所定の借入手続きをとります。
3. 金融機関からの総借入額及び分割返済条件などの確定は、前号による所定の借入手続きになりますので、金融機関に対する私の債務額及び分割返済条件などは、金融機関の都合により、表記と多少異なることがありますのでご了承下さい。
4. 提携ローン利用の自動車購入に関する所定の契約書類は、遅滞なく必要箇所に署名（または記名）捺印の上貴社に交付致します。

【現金一括払約款】

1. 自動車の代金は、表記「お支払い条件」欄に基づき、中間金及び残金は記載の期日までとし、最長納車時までに遅滞なく現金をもって貴社に支払います。万一、私の都合により遅滞した場合、貴社から一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払をしなかった場合には、売買契約を解除されても異議はありません。

【注意事項】

1. 契約者は注文書にリサイクル預託金、相当額の合計が10,000円以上もしくは請負契約（作業費用、車検整備費用、納車整備費用等）がある場合、200円の収入印紙の貼付が必要になります。
2. 自動車の検査は安全・環境面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、必要最小限の点検となります。その為、次の検査までの車輛故障及び安全性等を保証するものではありません。（認証工場への委託をしない為ユーザー車検にて検査登録致します。）尚、道路運送車輛法では、日常点検及び定期点検を実施する事が、自動車使用者（使用する者）に義務付けられております。（自己管理責任）。
3. 申込者及び連帯保証人予定者は、契約について紛争が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、申込者及び連帯保証人予定者は、貴社の本社を管轄する簡易裁判所及び、地方裁判所とすることに同意致します。

【ゴジュッパ（残価設定ローン）利用時のご確認事項】

1. 据置き額は、ローン満了時の査定金額をもって買取り保証をするものではありません。ローン満了時にその時点での査定金額によって据置き額を精算する場合は、据置き額と差異（増減）が発生する場合がございます。その際には、差額のお支払い、お受け取りが必要になりますので、ご了承下さい。ローン契約期間中は、本車輛に自動車保険、車輛保険等を付保されることをお奨めします。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

1. （個人情報の収集・利用の同意）（1）申込者（契約者を含む。以下「私」という）は株式会社フェニックス（以下「会社」という）が自動車の契約（申し込み含む。以下「本契約」という）並びに今後の取引に係わる会社との取引の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保護措置を講じたうえで収集し、共同して利用することに同意します。①会社所定の申込書に私が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の「属性情報」（本契約締結後に私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、分割払手数料、毎月の支払額、支払方法等の「契約情報」（2）私は、会社が本契約の締結内容及び後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。（3）会社は、本条第1項①、②の情報を、契約終了後7年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
2. （個人情報の車輛販売時以外の利用）（1）私は、会社が、会社の「保険事業」「整備事業」その他会社の定款に記載されている事業における下記の目的のために第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス②市場調査、商品開発③宣伝物・印刷物の送付、営業案内（2）私は、会社が、会社の子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の宣伝物・印刷物を送付することに同意します。
3. （個人情報の開示・訂正・削除）（1）私及び保証人は、会社に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。会社に開示を求める場合には、第7条項に記載の窓口または各支店・各営業所等にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。（2）上記開示により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
4. （本項不同意の場合の措置）私が本契約において必要な記載事項（契約書表面で記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、会社は本契約を拒否する場合があります。但し、本項の第2項（1）又は（2）に同意しない場合は、これを理由に会社が本契約を拒否することはないものとします。
5. （利用中止の申出）本項の第2項（1）又は（2）による同意を得た範囲内で会社が当該情報を利用している場合であっても、私及び保証人が中止の申し出をした場合は、会社はそれ以降の利用を中止する措置をとるものとします。
6. （条項の変更）本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
7. （個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問い合わせ先については各営業所となります。